

豊島区税制度調査検討会議設置要綱

平成20年4月9日

区 長 決 裁

(設置の目的)

第1条 豊島区狭小住戸集合住宅税条例附則第3項に基づき、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討するため、豊島区税制度調査検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

(1) 豊島区狭小住戸集合住宅税施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について。

(2) その他区長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 検討会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 区職員 3人以内

(会長及び副会長)

第4条 検討会議には、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長は学識経験者の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は検討会議を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(報告)

第5条 会長は、報告書を作成し区長に提出する。

(運営)

第6条 検討会議は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせることができる。

3 検討会議は公開とする。ただし、会議の決定により、非公開とすることができる。

(幹事)

第7条 検討会議に、検討会議を補佐するための幹事を置く。

2 幹事は政策経営部企画課長、政策経営部財政課長、政策経営部広報課長、区民部税務課長、都市整備部住宅課長、都市整備部建築指導課長、都市整備部建築審査課長をもって充てる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、区民部税務課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月22日から施行する。
- 2 この要綱は、区長への報告書の提出をもって廃止する。